

【厚生労働大臣が定める揭示事項】

1 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料・特定入院料について

●2階1病棟、3階1病棟（一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4）

1日に入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、次の通りです。

1病棟では1日に11人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。
なお、時間毎の看護配置は次の通りです。

<2交代制>

◆9時00分～17時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は 5人以内です。

◆17時00分～9時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は 12人以内です。

1病棟では入院患者50名に対して1人以上のみなし看護補助者を含めた看護補助者が勤務しています。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

●4階2病棟、3階2病棟（地域包括ケア病棟入院料2）

1日に入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、下記の通りです。

2病棟では1日に10人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。
なお、時間毎の看護配置は次の通りです。

<2交代制>

◆9時00分～17時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は 6人以内です。

◆17時00分～9時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は 14人以内です。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、身体的拘束最小化、意思決定支援の基準を満たしております。

4 DPC 対象病院について(令和6年11月現在)

当院2階1病棟、3階1病棟は入院医療費の算定に当たり、包括請求と出来高請求を組み合わせる算定する「DPC 対象病院」となっております。

(令和6年11月1日時点)

【医療機関別係数】	1.1917
(内訳)	
【基礎係数】	1.0063
【機能評価係数Ⅰ】	0.1326
【機能評価係数Ⅱ】	0.0526

5 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、医事課までその旨をお申し出ください。

6 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております。

1)入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(朝食 午前8時、昼食 午後0時、夕食午後6時)適温で提供しております。入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。
(なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。)

■保険適用の場合 1食につき 490円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- | | |
|--|---------|
| ① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合 | 1食 230円 |
| ② ①かつ、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 1食 180円 |
| ③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合 | 1食 110円 |
| ④ 指定難病・ | |

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。
指定難病又は小児慢性特定疾病の方は280円/食。

2)基本診療料の施設基準等に係る届出(令和6年11月時点)

- 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算1(20:1)
- 急性期看護補助体制加算(50:1)
- 療養環境加算
- 医療安全対策加算1
 - 医療安全対策地域連携加算1
- 感染対策向上加算3
 - 連携強化加算
 - サーベイランス強化加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算2
- 地域包括ケア病棟入院料2
- 入退院支援加算1
 - 入院時支援加算
- 認知症ケア加算3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 医療DX推進体制整備加算

3)特掲診療料の施設基準等に係る届出(令和6年11月時点)

- 小児運動器疾患指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 2
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- ニコチン依存症管理料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料 1
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 検体検査管理加算(I)
- 検体検査管理加算(II)
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)
 - 早期リハビリテーション加算
 - 初期加算
 - 急性期リハビリテーション加算
- 運動器リハビリテーション料(I)
 - 早期リハビリテーション加算
 - 初期加算
 - 急性期リハビリテーション加算
- 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 椎間板内酵素注入療法
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- 麻酔管理料(I)
 - 周術期薬剤管理加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料 4.2

4)その他

酸素単価

7 保険外併用負担に関する事項について

当院では、個室使用料・電気代・病衣代・付添寝具・付添食事ににつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

また診断書・証明書につきまして、その書式の応じた窓口負担・実費のご負担をお願いしております。

特別療養環境の提供

個室等の使用料一覧(午前0時を基準としますので1泊2日の場合には2日分の室料が発生します)

病棟	病室	病床数	面積 (1床あたり)	差額室料 (1床あたり)
1病棟	201・202・203・205 301・302・303・305	1	約10㎡	¥3,300/日
	208	2	約14㎡	¥1,650/日
	209	4	約10㎡	¥1,100/日
2病棟	309・401・402・403・405	1	約10~約12㎡	¥3,300/日
	※410・※411・※412・※413	1	約15㎡	¥9,350/日
	※415	1	約12㎡	¥8,250/日

※は浴室・トイレ付

診断書・証明書保険負担に係る費用

保険請求可能な書類	
傷病手当金支給申請書(療養担当者記入欄への記載・健康保険)	100点
訪問看護指示書	300点
特別訪問看護指示書	100点
訪問リハビリ指示書	250点

自費負担による保険外負担に係る費用(1通につき)※消費税込

文書・項目名	料金
診断書(当院様式・一般)	¥2,200
診断書(当院様式・警察提出用)	¥5,500
診断書(国民年金保険・厚生年金保険・船員保険)	¥5,500
診断書(身体障害者手帳交付)	¥5,500
診断書(結核性疾患以外の傷病による休職または復職用)	¥2,200
診断書(警察共済組合制度保険専用)	¥5,500
医療費領収証明書	¥1,100
通院日・入院日証明書	¥2,200
生命保険会社の通院証明書 生命保険会社の入院証明書	¥5,500
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書 神経学的所見の推移について	
指定難病 臨床個人調査票(新規・更新)	¥2,200
就労可能証明書	¥2,200
傷病手当金申請書(雇用保険)	¥2,200
受給期間延長申請書(雇用保険)	¥1,100
学生見舞金給付申請書	¥2,200
建設連合慶弔見舞金請求書	¥2,200
手術・放射線照射診療報酬点数確認書	¥2,200
主治医による情報提供書	¥5,500
運動器損傷証明書	¥5,500
復職に関する意見書	¥5,500
消防団員福祉共済金支払い請求書	¥5,500
死亡診断書	¥11,000
診療情報開示 発行手数料	¥2,200
X線複写(CD)	¥550/枚
X線複写(DVD)	¥1,100/枚
診療録コピー(モノクロ)	¥22/枚
診療録コピー(カラー)	¥44/枚
付添 寝具	¥250/日
付添 食事(朝食400円・昼650円・夜650円) ※1食からご注文頂けます	¥1,700/日
テレビ代	¥250/日
病衣	¥204/日
セカンドオピニオン 1件初めの30分まで	¥11,000
1件初めの30分以降最大90分まで初めの金額に30分ごとに追加	¥5,500/30分

※こちらに掲載されていない書類やご不明な点については医事課までお問い合わせください。

180日を超える入院に係る選定療養費について

健康保険法等の規定により、同じ病気で病院や診療所に通算して180日を超えて入院されている患者さん(難病や重症等の厚生労働省より定められた疾患や状態は除く。)については、入院基本料の15%が健康保険等

から病院に支払われなくなるため、入院1日につき 2,376 円を自己負担していただくことになります。

8 患者相談窓口について

当院では、「患者相談窓口」を 1 階医療相談室に設置していますので、お気軽にご利用ください。
診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと等、診療における色々な相談を患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

9 医療DXによる診療について

当院では、マイナンバーカードによる受診をお願いしております。
マイナンバーカードが無い場合には健康保険証でも受診して頂くことができます。
高額療養費制度の利用についてはマイナンバーカードで受診されると限度額適用認定証は不要となります。

10 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

11 厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について(令和6年1月~12月)

1)院内掲示をする手術件数

(1)区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

(2)区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

(3)区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘術	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植等	0

(4)区分4に分類される手術

手術の件数

ア	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	0
---	---------------	---

(5)その他に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	63
イ	乳児外科施設基準太守手術	0
ウ	ペースメーカー移植術	0

	及びペースメーカー交換術	
工	冠動脈、大動脈バイパス手術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥状切離術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

12 診療情報の開示について

当院では、満足して頂ける良質な医療の提供を行うために積極的に診療情報の提供を行っています。診療情報の提供内容やご提供までの流れ・費用など詳細は 1F 医事課までお問い合わせください。価格明細は別記の通りです。

13 セカンドオピニオンについて

患者様にとって最適と考えられる治療を患者様と主治医で判断するために他の医師の意見をお聞きするシステムです。患者様は医療のどの段階においても他の医師の意見をお聞きすることができます。別記の通りです。

14 その他

上記のほか当院では、以下の取り組みを行っております

安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。

個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記の事に取り組んでおります。

→医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み

医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み

医師の負担軽減に対する取組み、看護職員の負担軽減に関する取組み

屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。